

## 第2回医療分野における規制改革の在り方に関する検討会議事概要(案)

1 日時 平成15年4月25日(木) 13:00~15:00

2 会場 日比谷松本楼 花水木の間

3 出席者 新井、岩淵、岡谷、川淵、見坊、坂本、櫻井、辻本、奈良、宮武の各委員、  
篠崎医政局長、榮畑総務課長、渡延指導課長、中島医事課長、瀧口歯科保健課  
長、田村看護課長、高倉経済課長、石塚研究開発振興課長、野口看護職員確保  
対策官、関医療技術情報推進室長、土生企画官、榎本課長補佐(以上、医政局)、  
宮川民間需給調整課長(職業安定局)、他担当官

### 4 議事

事務局から資料の説明が行われたあと、議論が行われた。その概要は、以下の通り。

(○：委員、△：事務局)

#### [労働者の派遣について]

○ 派遣先における派遣労働者への指揮命令について、一般労働者とは相違はあるのか。

△ 労働者派遣は、労働者の雇用関係と指揮命令関係を切り離したものであり、派遣先の上司の命令に従うことは、一般労働者の場合と同様である。また、医師の応召義務などについては資格に係る義務であるので、労働形態による差異はない。

○ 医療事故が発生した場合、患者に対する責任の所在は派遣元になるのか、派遣先になるのか。

△ 一般の派遣労働の場合についていえば、第一義的には派遣先が顧客に対しての責任を負うこととなる。一方、派遣元と派遣先の責任の分担については、両者の契約も含めて判断される。労働者派遣は、労働力の需給調整手段の一つであり、顧客の立場からは、サービスの提供に従事する労働者が直接雇用による者か派遣労働者なのかによる違いはないと考えられる。

○ 例外となっている4業種について、派遣労働が禁止されている理由は何か。また、医療職について社会福祉施設についてのみ解禁された理由は何か。

△ 港湾は、港湾労働法において別に港湾労働者派遣事業が定められている。建設業は、

重層下請の雇用構造であり、派遣を認めると混乱を招く。警備は、警備業法において直接雇用を前提としている。製造は、激変緩和の観点から措置された経過的な取扱であり今回の改正案で解禁される。医療については、医療スタッフが意思疎通を行いながら業務を行うことが基本となっているものの、社会福祉施設における医療行為は入居者の日常的な健康管理などの業務が中心であることや福祉職の派遣が解禁されていること等から解禁されたものである。

- 医療従事者が頻繁に替わることを嫌がる患者は多いのではないかと、本検討会の設置趣旨を踏まえ、そのような患者の意見をよく聞くべきと考える。
- 東京都や総務省の調査によると、事業者が派遣労働者を受け入れる理由としては、低コストの労働力として考えられている場合が多く、「特別な知識を必要とする」の割合が少ないなど、派遣制度の趣旨が十分に生かされていないのではないかと。
- △ 派遣先が常用労働者ではなく派遣労働者を受け入れる理由のトップは、「欠員補充など必要な人員を迅速に確保できるため」となっている。また、コスト面はパート労働者の賃金の方が低い。企業にとっては、採用のための業務が軽減されることにメリットを感じているのではないかと。
- 景気の先行きが見えにくいこともあり、派遣労働者の場合、契約が有期であることが事業者のメリットになっているのではないかと。
- 医療分野における労働者派遣について、雇用拡大や病院経営のメリットについてはイメージが湧くが、患者、国民のメリットという視点では効果がイメージしにくい。
- 現場からのニーズに基づく規制改革でないとうまくいかないと考える。医療従事者の派遣事業にどれだけのニーズがあるのか。
- △ 派遣業者の立場からはビジネスチャンスの拡大であることは事実。また、諸外国で医療関係者の派遣労働を禁止している国は承知していない。
- 外来病棟と比較して、病棟で働く看護師のパートタイム率は極めて低い。チーム医療の重要性が如実に現れているのではないかと。例外的に看護師の派遣が認められていた時期の調査を見ても、派遣労働者を活用していた事例は極めて少ない。  
また、常勤の看護師から派遣看護師への切り替えが進めば、医療の質の低下につながる可能性がある。
- 労働者の特定ができないため、他の病院で医療事故を起こした医師等が派遣されてくる場合も想定され、病院経営の立場からは躊躇するのではないかと。

- 一般企業の実例を紹介すると、派遣労働者を社内の業務に従事させ、社外の人との関係があるような業務には就けていない。派遣労働者を受け入れる企業としては、派遣労働者にどの程度まで責任を持った仕事を任せられるか、難しい判断が必要になってくる。
  - 派遣労働者について、福祉職種には認め、医療職種に認めないという合理的な理由があるのだろうか。
  - 医師の派遣制度の導入により、麻酔、病理、放射線医師など、医師が不足している分野の状況が好転するであろうか。一方、夜勤の専門の看護師など、新しいニーズを開拓することもできるのではないか。
  - ナースバンクなど、職業紹介している事例についても事務局で調査し、次回以降の会議において報告していただきたい。
- △ 事務局より、今後の議論の参考とするため、医療関係団体等に対して事務局がヒアリングを行い、その内容を本検討会に報告したい旨提案し、了承された。